

第2回 阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会

令和5年4月18日（火）18：30～
阪南市役所別棟2階 第3・4会議室

案 件

1. 指定管理者の選定基準について
2. 募集要項（案）、業務仕様書（案）及び応募様式等について
3. 今後のスケジュール等について
4. その他

第2回 阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会 資料一覧

- 資料1 阪南市社会体育施設指定管理者候補者選定評価方法（案）
- 資料2 阪南市社会体育施設指定管理者募集要項（案）
- 資料3 阪南市社会体育施設指定管理者業務仕様書（案）
- 資料4 阪南市社会体育施設指定管理者選定スケジュール（案）
- 資料5 阪南市社会体育施設指定管理者募集要項（案）1ページ目差し替え
- 資料6 阪南市社会体育施設指定管理者業務仕様書（案）3ページ目差し替え

阪南市社会体育施設指定管理者候補者選定評価方法（案）

阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会は、下記の指定管理者候補者の選定基準及び評価基準に基づき応募者の審査を行い、総合点が最も高い順に指定管理者候補者を決定する。

阪南市社会体育施設指定管理者候補者選定基準及び評価基準

1. 下記の選定基準に基づき、それぞれの評価項目について評価する。
 - ①市民の平等な利用が確保されること
 - ②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること
 - ③管理経費の縮減が図られること
 - ④施設の効用を最大限発揮し、地域スポーツの振興が図られること
 - ⑤社会体育施設の活性化が図られること。
 - ⑥地域スポーツの基盤強化に向けた各種スポーツ団体等・行政との協働に対する考え方

2. 評価項目の評価点は、下記の評価基準の通りとする。

A. 特に優れている	配点×1.0
B. 優れている	配点×0.7
C. 普通	配点×0.5
D. やや劣っている	配点×0.3
E. 劣っている	配点×0.1
F. かなり劣っている	配点×0

3. 上記の総合点で判断する。
 - ①委員（全8名）の配点合計のうち、最高点と最低点を除いた6名分の評価点の合計を当該応募者の総合点とする。
 - ②最高点と最低点で同点が発生した場合、同点となった委員の各選定基準の平均点を算出して6名分の合計点とする。
 - ③総合点が最も高い応募者を指定管理者候補者第1位、次に総合点が高い応募者を指定管理者候補者第2位に選定する。
 - ④ただし、総合点が満点（1,800点）の60%（1,080点）に満たない場合は、指定管理者候補者に選定することができない。

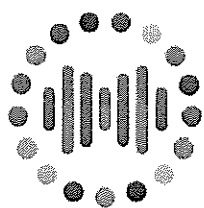
指定管理者評価項目

選定基準	評価項目	配点
①市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5点
	市民に対する理念・基本方針、意思の反映、利便性の向上に対する考え方	5点
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5点
	小計	15点
②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	団体の組織の状況	5点
	団体の事業実績（過去の事業実績を含む）	5点
	施設の管理運営に必要な資産（財力）	5点
	職員の人員配置（配置体制・人数・職種・経験年数等）	20点
	職員の研修方針と人的能力の確保	15点
小計	50点	
③管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価。 ・30点×応募者の中の最低提案額÷当該事業者の提案額 ＝得点（1点未満切り捨て）	30点
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体の方策	5点
	収益性向上、安定した収入確保の考え方及び具体の方策	5点
	利用料金設定の考え方	5点
	小計	45点
④施設の効用を最大限発揮し、地域スポーツの振興が図られること	自主事業の企画内容と収支計画	20点
	各施設の利用・活用の考え方（まちづくりや地域の賑い創出など地域の活性化に結びつく事業企画・展開をふまえて）	15点
	市の各施策（スポーツを通じた健康増進・障がい者の社会参加の促進等）に対する協力の考え方	15点
	指定管理者に応募する企業（団体）としての社会貢献に対する考え方	10点
	施設の現状を踏まえた利用促進の提案	
	総合体育館	20点
	中央運動広場	10点
	桑畑総合グラウンド	10点
市立テニスコート	10点	
小計	110点	
⑤社会体育施設の活性化が図られること	社会体育施設未利用者へのアプローチの方法	
	若年層へのアプローチ	10点
	子育て世代へのアプローチ	10点
	その他の未利用者層へのアプローチ	10点
	学校園（所）との連携の考え方	10点
小計	40点	
⑥地域スポーツの基盤強化に向けた各種スポーツ団体等・行政との協働に対する考え方	各種スポーツ団体等や行政と親密にコミュニケーションできるか	10点
	各種スポーツ団体等や行政と連携して各種計画を立案できるか	10点
	各種スポーツ団体等や行政と協働して各種事業を実施できるか	10点
	各種スポーツ団体等や行政の活動に積極的に協力できるか	10点
	小計	40点
	合計	300点



阪南市社会体育施設指定管理者募集要項 (案)

阪南市立総合体育館
阪南市中央運動広場
阪南市立桑畑総合グラウンド
阪南市立テニスコート
(旧) 阪南市営プール (尾崎・東鳥取・中央・下荘・和泉鳥取・上荘)



HANNAN

SDGs未来都市



令和5年5月
阪南市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	施設の設置目的	1
3	施設の概要	1
4	指定の期間	2
5	管理運営方針・管理の基準及び業務内容	2
6	応募できる者	3
7	指定管理者の募集及び選定スケジュール	4
8	応募説明会（現地説明会）の開催	5
9	質疑及び回答	5
10	応募の手続き	5
11	経費に関する事項	7
12	選定の方法及び基準	7
13	指定管理者の指定及び協定	10
14	問合せ	11

1 はじめに

阪南市では、「阪南市総合計画 2022～2033」において、阪南市の将来の都市像を「共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南」としています。この将来の都市像の実現に向けた施策の一つとして「生涯スポーツの振興」を位置付け、施策の方針を「生涯を通じて健康的で潤いや生きがいを持つ暮らしに向け、スポーツを推進する」こととしています。

一方、国においては、スポーツ庁が、休日における中学校の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、令和5年度から、地方公共団体が行う地域スポーツ・文化クラブ活動への移行体制の構築に必要な経費を支援し、地域の実情に応じスポーツ・文化活動の最適化を図り、体験格差を解消するとの方針を示しており、地域におけるスポーツ活動とスポーツ行政のあり方が転換期を迎えています。

この転換期に対応するには、社会体育施設の管理運営において、より多くの市民が地域でスポーツに親しむことができる環境づくりを推進することはもとより、阪南市内の各種スポーツ団体等との協働・連携を強化し、各団体の活動を通じて地域スポーツの担い手を育成していくことが求められます。

そこで、今回の指定管理者の募集においては、利用者の視点に立った効率的な運営によって、各施設の条例に掲げた目的の実現に向け、次の4つの事項を念頭に、これまでになく創意工夫のある提案を期待しています。

1. 各種スポーツ団体等や行政と親密にコミュニケーションできるか
2. 各種スポーツ団体等や行政と連携して各種計画を立案できるか
3. 各種スポーツ団体等や行政と協働して各種事業を実施できるか
4. 各種スポーツ団体等や行政の活動に積極的に協力できるか

2 施設の設置目的

阪南市の社会体育施設は、市民の体育、スポーツ、レクリエーションの普及振興を図り、健康の維持増進に寄与することを目的として設置しています。

3 施設の概要

施設名	所在地	竣工年月日	施設の概要
阪南市立総合体育館	阪南市光陽台 1-17-24	S57年8月	敷地面積： 15,948 m ² 建築面積： 3,595.50 m ² 延床面積： 4,068.24 m ² 大体育室： 1,440.32 m ² 小体育室： 585.64 m ² トレーニング室： 240.97 m ² 室内トラック：1周約 75m 事務室、会議室、体力相談室、医務

			室、和室、更衣室（男子・女子）、 トイレ（男子・女子・障がい者用）、 ボイラー室2箇所、ファン室3箇 所、駐車場、第2駐車場、駐輪場
阪南市中央運動広場	阪南市光陽台 1- 17-24	S50年7月	敷地面積：11,880㎡ 多目的グラウンド トイレ（男子・女子・障がい者用）、 倉庫、駐車場・駐輪場（阪南市立総 合体育館と兼用）
阪南市立 桑畑総合グラウンド	阪南市桑畑 430	H4年3月	敷地面積：21,624.2㎡ 多目的グラウンド：11,418.1㎡ 夜間照明6基 テニスコート2面（砂入り人工芝） 夜間照明4基 ジョギングコース：1周約430m 管理棟：171㎡ 事務所、会議室、更衣室（男子・女 子）、シャワー室、和室、トイレ（男 子・女子・障がい者用）、駐車場
阪南市立テニスコート	阪南市鳥取中 32	S55年10月	敷地面積：2,223㎡ テニスコート2面 管理棟：20㎡ 駐車・駐輪スペース
以下の施設については維持管理のみ ・施設内容：屋外プール（25mプール・小プール）、管理棟（事務所、更衣室、トイレ、機械室）等			
(旧)阪南市営尾崎プール	阪南市尾崎町 202	S59年3月	敷地面積：2,357㎡
(旧)阪南市営東鳥取プ ール	阪南市自然田1452	S42年3月	敷地面積：1,610㎡
(旧)阪南市営中央プール	阪南市光陽台 1- 17-24	S58年3月	敷地面積：1,541㎡
(旧)阪南市営下荘プール	阪南市箱作2866- 1	S60年6月	敷地面積：3,013㎡
(旧)阪南市営和泉鳥取プ ール	阪南市自然田 303	S62年6月	敷地面積：2,697㎡
(旧)阪南市営上荘プール	阪南市下出547- 1	H3年6月	敷地面積：1,894㎡

4 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

※この期間は、指定管理者候補者の決定後、市議会の議決により確定します。

5 管理運営方針・管理の基準及び業務内容

この要項に記載されているもののほか、別途、「阪南市社会体育施設指定管理者業務仕様書」で定めます。

6 応募できる者

(1) この募集に応募できる者は、次のいずれかに該当する者としてします。

①指定の期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という）

②①の法人等を含む複数の法人等により構成されたグループ（以下「グループ」という）

(2) グループでの応募については以下を遵守してください。

①グループで応募する場合、構成員の中からグループを代表する代表団体を定めてください。

②協定の締結にあたっては、グループの構成員すべてを協定当事者としてします。

③単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。

④グループ応募の代表団体及び構成員は、複数のグループ応募はできません。

⑤応募書類提出後、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

(3) 欠格事項

この募集に応募しようとする者（グループ応募の場合にあつては、全ての構成員）は、次に掲げる条件を全て満たすものとしてします。なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者として扱いません。また、同一事業者や関連事業者などで、適正な競争性が阻害されるおそれがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとしてします。

①阪南市入札参加停止要綱（平成13年阪南市訓令第12号）に基づく入札参加停止若しくは指名回避又は阪南市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成25年2月21日決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

③公募開始の日から契約締結までの日において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

④国税及び地方税を滞納していない者であること。

⑤阪南市暴力団排除条例（平成24年阪南市条例第16号）第2条に規定する暴力団、暴力団密接関係者等に該当しない者であること。

- ⑥本業務と同等以上とみなされる業務を提供した実績があること又は本業務に関し、事業者が独自に新たな提案を供する意思があること。
- ⑦指定管理業務を遂行できる体制が整えられていること。
- ⑧団体またはその代表者（(カ)の場合、代表者に準ずる地位にあるものを含む）が次の者に該当しないこと。
 - (ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - (イ) 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者。
 - (エ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあり、その取り消しの日から2年を経過しない者。
 - (オ) 本市の市議会議員、市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項の委員会の委員である者。
 - (カ) 今回の指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者、またはこれらの者と利害関係にある者。
 - (キ) 法律行為を行う能力を有しない者。
 - (ク) 破産宣告を受け、復権を得ない者。
- (4) 過去3年以内(令和5年4月1日基準日)に、類似施設の管理運営の実績が必要です。

7 指定管理者の募集及び選定スケジュール

(1) 募集要項等公開（市ウェブサイト掲載）	5月2日(火)～
(2) 応募説明会・施設見学会	5月18日(木)
(3) 質疑受付期間	5月19日(金)～24日(水)
(4) 質疑回答予定日	5月26日(金)
(5) 応募受付期間	6月6日(火)～6月15日(木)
(6) 提案説明会	6月22日(木)
(7) 候補者の決定、通知、選定理由等の公表	7月中旬
(8) 指定管理者の議決	9月議会
(9) 指定管理者の引継期間	10月～令和6年3月
(10) 指定管理開始日	令和6年4月1日(月)

募集要項や参加申込書等の公募に関する資料・様式等は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕 <http://www.city.hannan.lg.jp/>

8 応募説明会（現地説明会）の開催

- (1) 開催日時 令和5年5月18日(木)午前10時～
- (2) 開催場所 阪南市立総合体育館会議室
- (3) 説明内容 申請方法、申請書類、指定管理者業務等の説明、施設見学の説明
- (4) 参加人数 1団体につき2名以内
- (5) 参加申込 「説明会・現地施設案内参加申込書（様式A）」を令和5年5月16日(火)午後5時までにEメールで送信のこと。Eメールの件名は、「【貴者名】社会体育施設指定管理者 応募説明会」としてください（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします）。
- (6) 送信先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話（直通）：072-489-4543

9 質疑及び回答

業務内容、提案方法等に質疑がある場合は、質疑書(様式B)を提出してください。
回答は、下記期間内に阪南市ウェブサイトへ順次掲載しますが、質問のあった事業者名は公表しないものとします。なお質疑書は、本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

〔阪南市ウェブサイト〕<http://www.city.hannan.lg.jp/>

- (1) 受付期間 令和5年5月19日(金)～令和5年5月24日(水)午後5時
- (2) 提出方法 質疑書(様式B)により下記にEメールで提出してください。
Eメールの件名は、「【貴者名】社会体育施設指定管理関係」としてください。（送信後は送信した旨の電話連絡をお願いします）
- (3) 提出先 阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
メールアドレス：s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp
電話（直通）：072-489-4543
- (4) 回答日 令和5年5月26日(金)

10 応募の手続

指定管理者指定申請書(様式C)に所要事項を記入のうえ、必要書類を添えて受付期間中に持参してください。郵送、FAX、Eメール等による受付は行いません。

なお、提出後において、提出された書類の内容を変更することは出来ません。

提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募を無効とします。また、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

- (1) 提出書類
 - A 提出書類様式I（様式A～様式J）
 - B 添付書類（任意様式）
 - ①法人等の場合
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
 - イ 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
 - ウ 過去3年度分の法人税納税証明書及び消費税納税証明書
 - エ 過去3年度分の貸借対照表

- オ 過去3年度分の損益計算書
- カ 過去3年度分の人員表
 - 各決算末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数(パートタイマー、アルバイトは8時間で1人と換算のこと)
- キ 役員名簿及び法人の組織表(令和4年4月1日現在)
- ク 事業活動の状況がわかるパンフレット類等
- ケ 防火対象物防火管理者の資格の写し(1名ただし甲種)

②その他の団体の場合

- ア 定款、寄付行為、規則その他これらに類する書類
- イ 令和4年4月1日の属する事業年度の収支予算書及び過去2年度分の収支決算書(合計3年度分)
- ウ 役員名簿(令和4年4月1日現在)
- エ 役員の過去3年度分の市税等納税証明書
- オ 役員の身元証明書及び経歴証明書
- カ 事業活動の状況がわかるパンフレット類等
- キ 防火対象物防火管理者の資格の写し(1名ただし甲種)

③グループでの応募の場合

- ア グループ構成員届出書(様式D)
- イ 委任状(様式H)
- ウ 協定書の写し

※なお、グループでの応募の場合、代表団体及び構成員すべての事業者について、上記①の書類もしくは上記②の書類を提出してください。

C 提出書類様式Ⅱ(様式1～様式15)

- 様式1～様式13 事業計画書
- 様式14 指定管理者収支予算書
- 様式15 再委託計画書

(2) 提出部数

提出部数は、13部(正本1部、副本12部)

- ①提出書類のうち、副本12部については、名称、マークその他、応募者が特定できる情報は必ず黒塗りしてください。
- ②提出書類は、パンフレット類等を除き、A4サイズ縦長左綴じフラットファイル等により製本してください。また、ラベル等により、様式番号等を明示してください。
- ③市民税等が非課税の場合は、非課税を証明する書面を提出してください。

(3) 応募受付期間及び提出方法

- ①受付期間 令和5年6月6日(火)～6月15日(木)
ただし、閉庁日を除きます。
- ②受付時間 午前10時～午後5時
- ③受付場所 大阪府阪南市尾崎町35-1
阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
(阪南市役所2階28番窓口)
- ④提出方法 直接持参してください。

(4) 申請にあたっての留意事項

①費用の負担

応募の際に要する費用は、申請者の負担とします。

②提供した資料の取扱い

教育委員会が提供した書類等は、応募目的以外に利用することを禁じます。

③提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しません。なお、提出書類については、阪南市情報公開条例の対象となりますので了承のうえ提出してください。

④提出書類の著作権の帰属

指定管理者の決定後、指定管理者からの提出書類は、教育委員会が無償で利用できるものとします。

⑤応募1団体につき、1提案とします。複数の提案はできません。

1.1 経費に関する事項

阪南市が支払う指定管理料の金額及び支払時期、方法については、年度ごとに締結する協定書で定めます。過去3年間の経費の実績額は応募説明会で提示しますので参考にしてください。

①指定管理料は、年額を分割して市から毎月支払います。

②年間の指定管理料の上限額は、(現在調整中) 千円とします。

※指定管理料には、①人件費、②管理運営費（消耗品費、光熱水費、保守管理費、修繕費等施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕に必要な経費）等を含みます。

③修繕費は、年間2,000千円を指定管理料の中に含みます。

ただし、年間の執行額が2,000千円に満たなかった場合は精算します。

④上記の金額は全て消費税（10%）込みの金額とする。

⑤利用料減免団体の使用料免除額は、実績に基づき別途市が支払います。

1.2 選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

学識経験者等で構成する阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という）を設置し、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者候補者の選定を行います。

(2) 選定の基準

指定管理者の選定は、選定基準に基づき、スポーツの普及振興が図られ、各施設の管理運営を安定的かつ効率的に行うために必要な能力と実績を有するか否かを次の評価項目に基づき評価し、総合的に判断します。

指定管理者評価項目別配点

選定基準	評価項目	配点
①市民の平等な利用が確保されること	公の施設の公共性・公平性に対する考え方	5点
	市民に対する理念・基本方針、意思の反映、利便性の向上に対する考え方	5点
	個人情報の保護に対する対応方針と社会的弱者への配慮、緊急時の対応	5点
	小計	15点
②管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること	団体の組織の状況	5点
	団体の事業実績（過去の事業実績を含む）	5点
	施設の管理運営に必要な資産（財政力）	5点
	職員の人員配置（配置体制・人数・職種・経験年数等）	20点
	職員の研修方針と人的能力の確保	15点
小計	50点	
③管理経費の縮減が図られること	指定管理料見積金額による評価 ・30点×応募者の中の最低提案額÷当該事業者の提案額 ＝得点（1点未満切り捨て）	30点
	運営収支計画・経費縮減の考え方及び具体の方策	5点
	収益性向上、安定した収入確保の考え方及び具体の方策	5点
	利用料金設定の考え方	5点
	小計	45点
④施設の効用を最大限発揮し、地域スポーツの振興が図られること	自主事業の企画内容と収支計画	20点
	各施設の利用・活用の考え方（まちづくりや地域の賑い創出など地域の活性化に結びつく事業企画・展開をふまえて）	15点
	市の各施策（スポーツを通じた健康増進・障がい者の社会参加の促進等）に対する協力の考え方	15点
	指定管理者に応募する企業（団体）としての社会貢献に対する考え方	10点
	施設の現状を踏まえた利用促進の提案	
	総合体育館	20点
	中央運動広場	10点
	桑畑総合グラウンド	10点
	市立テニスコート	10点
	小計	110点
⑤社会体育施設の活性化が図られること	社会体育施設未利用者へのアプローチの方法	
	若年層へのアプローチ	10点
	子育て世代へのアプローチ	10点
	その他の未利用者層へのアプローチ	10点
	学校園（所）との連携の考え方	10点
小計	40点	
⑥地域スポーツの基盤強化に向けた各種スポーツ団体等・行政との協働に対する考え方	各種スポーツ団体等や行政と親密にコミュニケーションできるか	10点
	各種スポーツ団体等や行政と連携して各種計画を立案できるか	10点
	各種スポーツ団体等や行政と協働して各種事業を実施できるか	10点
	各種スポーツ団体等や行政の活動に積極的に協力できるか	10点
	小計	40点
	合計	300点

(3) 提案説明会

提出された提案書に基づき、提案説明会を行います。なお、提案説明会は非公開とし、審査結果等についての異議申立ては一切受け付けません。

①実施日時

令和5年6月22日(木) (予定)

※詳細な実施日時については、応募者に個別に通知します。なお、提案説明会の実施順は、提案書の提出順とします。

②実施場所

阪南市役所内(予定)

※実施場所は、変更する場合があります。変更する場合は、応募者に個別に通知します。

③所要時間

提案説明 20分以内(準備時間を含まない)

質疑・応答 20分程度

※詳細時間割については、後日連絡。

④説明内容

提案書の説明とします。

⑤出席者

4人以内とします。

⑥その他

ア 提案説明会で使用する資料は、提出された提案書のみとする。

イ パソコン使用の場合は応募者が持参すること。(プロジェクター、スクリーンは本市で用意しますが、持参も可とします)

(4) 提案説明会の参加資格の確認

提出書類により応募資格の有無について確認します。応募資格を有しないことが明らかな場合は、提案説明会実施日までに提案説明会に参加できないことを当該応募者に通知します。

(5) 候補者の選定

①提出書類と提案説明会の結果を基に、評価項目に基づき選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

②選定委員(全8名)の配点合計のうち、最高点と最低点を除いた6名分の評価点の合計を当該応募者の総合点とします。

(満点:300点×6名=1,800点)

③総合点が最も高い順に指定管理者の候補者を選定します。なお、同点の場合は、選定委員会の委員長が候補者順位を決定します。

④総合点が満点の60%(1,080点)に満たない場合、指定管理者の候補者に選定しません。

(6) 候補者の決定および通知

選定委員会は、選定結果を教育委員会に報告し、その後、教育委員会から報告を受けた阪南市長が、選定結果報告に基づき指定管理者候補者を決定して当該応募者に文書で通知します。

(7) 選定結果の公表

選定結果は、提案説明会に参加した全ての応募者に文書で通知します。
なお、審査（選定）結果等についての異議申立ては、一切受け付けません。
また、令和5年7月以降、本市ウェブサイトで、下記の情報を公表します。

- ①提案説明会に参加した全ての応募者の名称
- ②選定委員会の会議資料（応募者の提出書類は公表しません）
- ③選定委員会の会議録（提案説明会の発言は会議録に記載しません）
- ④指定管理者候補者第1位及び第2位となった応募者については下記のとおり得点を公表します。
 - ア 総合点
 - イ 選定基準ごとの得点（総合得点の内訳）

(8) 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において第2位となった者から順に候補者を決定できることとします。

1.3 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者候補者と仮協定書の締結

阪南市長と指定管理者候補者は、指定管理者に指定されるまでの間は仮協定書を締結します。

(2) 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、議会（9月議会を予定）の議決後、議決のあった候補者を指定管理者に指定します。

(3) 指定管理者との協議

指定管理者の決定後、教育委員会と指定管理者とが協定の具体的な内容について協議を行います。

(4) 協定の締結

施設の管理及び事業執行について、阪南市と指定管理者との間で協定を締結します。協定は、指定期間を期間とする基本協定と年度ごとに締結する年度協定の二本立て協定とします。

(5) 協定事項

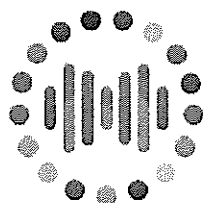
- ①指定管理者に行わせる管理業務の範囲
- ②指定管理者が行う管理の基準
- ③指定期間に関する事項
- ④事業計画に関する事項
- ⑤事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑥市が支払うべき費用に関する事項
- ⑦指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑧業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑧その他、教育委員会が必要と認める事項

1.4 問合せ

〒599-0292	阪南市尾崎町35-1
	阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
担当	岡田・甘庶 <small>かんじょ</small>
電話（直通）	072-489-4543
Eメール	s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp

阪南市社会体育施設指定管理者業務仕様書 (案)

阪南市立総合体育館
阪南市中央運動広場
阪南市立桑畑総合グラウンド
阪南市立テニスコート
(旧) 阪南市営プール (尾崎・東鳥取・中央・下荘・和泉鳥取・上荘)



HANNAN
SDGs未来都市



令和5年5月
阪南市教育委員会

目 次

1	趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	3
4	管理運営方針	3
5	管理の基準	4
6	指定管理者が行う業務	6
7	立ち入り検査について	9
8	備品等について	9
9	業務の引継ぎ等	10
10	指定管理者の履行責任等	10
11	協議	12
	(別紙) リスク分担表	13

阪南市社会体育施設指定管理者業務仕様書

1 趣旨

本業務仕様書（以下「業務仕様書」という）は、阪南市立総合体育館、阪南市中央運動広場、阪南市立桑畑総合グラウンド、阪南市立テニスコート、（旧）阪南市営プール（以下「社会体育施設」という）の管理運営及び維持管理を指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 施設の概要

【維持、管理、運営施設】

(1) 名称：阪南市立総合体育館

所在地：阪南市光陽台1-17-24

竣工年：昭和57年8月

敷地面積：15,948 m²

建築面積：3,595.50 m²

延床面積：4,068.24 m²

施設概要：大体育室 1,440.32 m²（バスケットボールコート2面・バレーボールコート2面・バドミントンコート8面）

小体育室 585.64 m²（バスケットボールコート1面・バレーボールコート1面・バドミントンコート3面）

トレーニング室 240.97 m²（室内トラック1周約75m）

事務室、会議室、体力相談室、医務室、和室、更衣室（男子・女子）、トイレ（男子・女子・障がい者用）、ボイラー室2箇所、ファン室3箇所
駐車場55台、第2駐車場55台、駐輪場

(2) 名称：阪南市中央運動広場

所在地：阪南市光陽台1-17-24

竣工年：昭和50年7月

敷地面積：11,880 m²

施設概要：多目的グラウンド 11,880 m²（軟式野球1面・ソフトボール2面・

少年軟式野球2面・サッカー1面）、トイレ（男子・女子・障がい者用）、倉庫、駐車場・駐輪場（阪南市立総合体育館と兼用）

(3) 名称：阪南市立桑畑総合グラウンド

所在地：阪南市桑畑430

竣工年：平成4年3月

敷地面積：21,624.2 m²

施設概要：多目的グラウンド 11,418.1 m²、夜間照明6基（軟式野球1面・ソフトボール2面・少年軟式野球2面・サッカー1面）、テニスコート2面（砂入り人工芝）、夜間照明4基、ジョギングコース1周約430m、

管理棟 171 m²、事務所、会議室、更衣室（男子・女子）、シャワー室、和室、トイレ（男子・女子・障がい者用）、駐車場 54 台

(4) 阪南市立テニスコート

所在地：阪南市鳥取中 32

竣工年：昭和 55 年 10 月

敷地面積：2,223 m²

施設概要：テニスコート 2 面、管理棟 20 m²、トイレ（大・小）、駐車・駐輪スペース

【維持、管理施設】

(5) (旧) 阪南市営プール

① (旧) 阪南市営尾崎プール

所在地：阪南市尾崎町 202

竣工年：昭和 59 年 3 月

敷地面積：2,357 m²

施設概要：屋外 25m プール・小プール

管理棟：事務所、男女更衣室、男女トイレ、倉庫、機械室

② (旧) 阪南市営東鳥取プール

所在地：阪南市自然田 1452

竣工年：昭和 42 年 3 月

敷地面積：1,610 m²

施設概要：屋外 25m プール・小プール

管理棟：事務所、男女更衣室、男女トイレ、倉庫、機械室

③ (旧) 阪南市営中央プール

所在地：阪南市光陽台 1-17-24

竣工年：昭和 58 年 3 月

敷地面積：1,541 m²

施設概要：屋外 25m プール・小プール

受付事務所、更衣室、トイレ（以上阪南市立総合体育館内）、機械室、倉庫

④ (旧) 阪南市営下荘プール

所在地：阪南市箱作 2866-1

竣工年：昭和 60 年 6 月

敷地面積：3,013 m²

施設概要：屋外 25m プール・小プール

管理棟：事務所、男女更衣室、男女トイレ、倉庫、機械室

⑤ (旧) 阪南市営和泉鳥取プール

所在地：阪南市自然田 303

竣工年：昭和 62 年 6 月

敷地面積：2,697 m²

施設概要：屋外 25m プール・小プール

管理棟：事務所、男女更衣室、男女トイレ、倉庫、機械室

⑥ (旧) 阪南市営上荘プール

所在地：阪南市下出 547-1

竣工年：平成 3 年 6 月

敷地面積：1,894 m²

施設概要：屋外 25m プール・小プール

管理棟：事務所、男女更衣室、男女トイレ、倉庫、機械室

◆各施設の開館（場）時間及び休館（場）日

各施設の開館（場）時間及び休館（場）日は次に示すとおり。（令和 5 年 5 月現在）
ただし、事業計画の提案内容により教育委員会の承認を得て開館（場）時間・期間の変更及び休館（場）日を廃止または縮小することができる。

(1) 阪南市立総合体育館

開館時間：午前 9 時から午後 9 時

休館日：火曜日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日

(2) 阪南中央運動広場

開場時間：午前 9 時から午後 7 時

休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日

(3) 阪南市立桑畑総合グラウンド

開場時間：午前 9 時から午後 9 時

休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日

(4) 阪南市立テニスコート

開場時間：午前 9 時から午後 5 時

(11 月 1 日から翌年 3 月末までは、午前 9 時から午後 4 時 30 分)

休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 管理運営方針

市民の体育及びスポーツの振興を図り健康及び体力の向上を推進するため、民間事業者である指定管理者の豊かな実績と経験を活かした創意工夫ある管理運営を導入し、より質の高いサービスを市民に提供する。

(1) 基本方針

市民の生涯スポーツの場として施設の機能等を有効に活用し、市民の健康・体力づくりを自らの役割として、利用者への柔軟なサービス提供や効率的な管理運営を行う。

(2) 事業実施・維持管理・運営方針

① 職務に適応した人材を適正に配置することで、事業企画や管理運営を円滑に行う。また災害時および緊急時における体制を確保する。

② 施設や設備については、市民が安全に利用できることを第一とし、すべて清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、適正な管理を行う。また、必要に応じて感染症拡大防止対策等を講じる。

- ③ 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する管理運営を行う。
- ④ 事業計画書等に基づき、施設の効用を最大限に発揮できるよう創意工夫を行う。
- ⑤ すべての職員に名札を着用させ、市民に対して親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行う。
- ⑥ 利用者の意見を管理運営に反映させ、常にその立場に立ってサービスの向上に努める。
- ⑦ 施設の効果的・効率的な運営を行い、経費の縮減を図る。
- ⑧ 適切な広報を行う等、施設の利用促進を積極的に図る。
- ⑨ 個人情報の保護を徹底する。
- ⑩ 情報公開を積極的に推進する。

5 管理の基準

次の基準に従って、市民の体育及びスポーツの振興を図り、健康及び体力の向上を推進するため、施設管理業務を行う。

(1) 法令の遵守

施設の管理運営にあたっては次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- ① 地方自治法
- ② 労働基準法ほか労働関係法令
- ③ 公共サービス基本法
- ④ 個人情報の保護に関する法律
- ⑤ 関係する条例及び規則
- ⑥ その他関係法令等

(2) 善管注意義務

指定管理者は善良なる管理者の注意を持って、施設を常に良好な状態に管理しなければならない。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応する。

(3) 施設の適正な維持管理

管理業務を行うにあたっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、施設を清潔に保つとともに、各施設近隣住民に対する配慮を怠ることなく適正な維持管理を行う。

(4) 緊急時の対応

指定管理者は、施設利用者の被災や災害、その他の事故等が発生した場合は、現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

特に、阪南市立総合体育館は、災害時等には防災拠点（救援物資輸送拠点）として、阪南市中央運動広場は災害時の指定緊急避難場所及び応急仮設住宅の建設予定地に、阪南市立桑畑総合グラウンドは災害時用臨時ヘリポートに指定しているため、必要な協力を行う。

(5) 市が行う選挙管理事務への協力

市が行う選挙管理事務（開票作業等）において、市が阪南市立総合体育館等の施設

を使用する場合は、その運営に全面的に協力する。

(6) 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い

指定管理者および従事者（従事者であった者を含む）は、管理業務を行うことにより知り得た情報を他に漏らし、不当な目的のために利用してはならない。

また、指定管理者の指定の期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または指定管理者が利用する者が管理業務に従事しないこととなった後においても同様とする。

(7) 管理業務の実施に伴い取得した個人情報の適正な取扱い

指定管理者および従事者（従事者であった者を含む）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、または当該施設の管理の業務以外の業務に利用したりするなど盗用してはならない。

(8) 文書の管理・保存

管理業務を行うにあたり作成し、または取得した文書、図面、写真および電磁的記録（以下「管理文書」という）は阪南市文書管理規定等を参考に、適正に管理・保存する。なお、管理文書については、指定期間終了時に教育委員会の指示に従って引渡しを行う。

(9) 情報公開

指定管理者が保有している管理文書は、法令等を遵守したうえで可能な限り公開する。

(10) 委託の禁止

管理業務を一括して第三者に委託してはならない。しかし、あらかじめ市の承認を得たときは、庭園管理、清掃、警備といった本業務のうち基幹部分以外の業務を個別に委託することができる。

(11) 保険の加入

施設の管理瑕疵による損害は指定管理者の責任になるので、損害賠償保険等必要な保険に必ず加入する。

(12) 指定管理者の表示

施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、施設に指定管理者名を表示する。

(表示例)

阪南市立総合体育館は、指定管理者である〇〇〇〇が管理・運営を行っています。

連絡先 指定管理者である〇〇〇〇

電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

(13) 環境への取組

省エネルギー、ごみの削減、温室効果ガス排出削減等、環境に配慮した管理運営に努めること。

6 指定管理者が行う業務

(1) 管理口座および経理の区分

経費および収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理する。また、指定管理者の業務に係る経理と、その他の団体業務に係る経理を区分する。

(2) 施設の管理運営に関する業務（各施設共通）

①使用申請の受付・使用許可等に関する業務

ア 各施設の使用申込等に対して、条例や規則に基づき使用許可等を行う。申請の受付は、阪南市立総合体育館窓口で行い、受付時間は、開館時間内とする。

*令和6年3月31日以前において、現指定管理者が受付済の予約及び年間利用調整により許可した大会等は前指定管理者から引き継ぐこととし、管理者の変更により利用者に不利益が生じないように対処する。

*令和11年3月31日以前において、指定管理者が受け付けた予約及び年間利用調整により許可した大会等などは、令和11年4月1日以降の指定管理者に引き継ぐこととし、管理者の変更により利用者に不利益が生じないように対処する。

イ 阪南市立総合体育館の個人使用については、入場券の販売により対応する。

ウ 社会教育関係団体等による社会体育施設の年間使用については、「阪南市立社会体育施設等の優先使用に関する基準（資料2）」に基づき適切に対応する。

エ 市民等の使用申込、その他の問合せや苦情への対応は、丁寧に対応する。

②利用料金（使用料）の徴収、減免、還付に関する業務

ア 条例や規則に基づき使用許可書を発行し、利用料金を徴収する。利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の定める利用料金制度により、施設利用料金を指定管理者の収入とする。

イ 利用料金は、各施設の条例の規定による金額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。また、条例等で定める減免の対象者による使用については、減免申請書により規則に基づき、利用料金を減免、又は免除する。

*「施設使用料金表（資料3）」及び「施設使用料減免率表（資料4）」参照。

ウ 利用料金を還付する必要があるときは、使用許可取消・使用料還付申請書により、規則の規定に基づき利用料金を還付する。

エ 指定管理者の指定期間前に収入済みの使用料については、指定管理者に対して、市から令和5年度中に納入するものとする。なお、指定管理期間が終了する場合は、すでに収入済みの指定期間終了後の施設の利用に係る使用料を、市が指定する期日までに、市が指定する場所へ納入するものとする。

③施設予約に関する業務

使用者の利便性や事務の適正化及び効率化等を図るため、クラウド環境を利用した施設予約システムを用いて、上記①及び②の業務を行う。

施設予約システムの管理は阪南市で行い、施設予約システムの運用に係る管理経費についても市が負担する。

なお、受付業務用の端末機（PC2台。市が指定するクラウド環境に正常に接続できるもの）、館内ネットワーク、プリンターは、指定管理者で配置する。

ア 施設予約システムの利用者の登録受付及びユーザーID・パスワードを発行する。

- * 阪南市立総合体育館・・・利用する1団体に1件
- * 阪南市中央運動広場・・・利用する1団体に1件
- * 阪南市立桑畑総合グラウンド(多目的グラウンド)・・・利用する1団体に1件
- * 阪南市立テニスコート・・・利用者個人に1件
- * 阪南市立桑畑総合グラウンド(テニスコート)・・・利用者個人に1件

イ 指定管理者が予約システムを利用するにあたり、次のことに留意する。

- * 個人情報の目的外使用の禁止。
- * 個人情報(個人情報が保存されたハードウェア含む)の持ち出しの禁止。
- * 個人情報が保存されたハードウェアを破棄する場合は、復元不可能な状態にする。
- * ユーザーID及びパスワードを厳重に管理する。
- * 事故発生時には、速やかに教育委員会に報告する。
- * 「スポーツ施設予約システム」参照

http://www.city.hannan.lg.jp/kakuka/syogai/syogai_s/index/supoutusisetu_sisutemu/1453173833449.html

④施設、設備、器具及び備品の維持に関する業務

ア 利用者の安全に万全を期し、かつ日常のスポーツ活動及び施設の運営に支障が生じないように管理に努める。また、施設、設備、器具及び備品に破損、不具合が生じたときは、速やかに対処すると共に、教育委員会に報告する。

イ 機械警備を導入している施設(阪南市立総合体育館、阪南市立桑畑総合グラウンド)については前指定管理者と協議し、適切に機械警備担当業者との契約を更新する。

ウ 設備等の法定点検は必ず実施し、点検後は速やかに教育委員会に報告する。

エ (旧)阪南市営プールの管理については、管理内容を教育委員会と協議し、必要とされる適切な管理を行う。

オ 施設・設備等の保守点検業務については、定期的を実施する。また、日常的に指定管理者が設備・備品等の状態に注意を払い、少なくとも年2回は安全点検を行う。

- * 「各施設管理・保守点検等業務仕様書(資料5)」参照。
- * 施設の保守点検、安全点検、修繕(1件500千円未満)に必要な経費は指定管理料に含まれるものとして、指定管理者の責任と経費負担において行う。
- * 指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷は、指定管理者の経費負担で実施する。
- * 修繕費は、概ね過去の実績に基づき、予算額2,000千円を指定管理料の中に含む。ただし、実績額が予算額に満たない場合は精算する。
- * 過去の修繕状況は「事業報告書(資料1 P1-19、P2-10、P3-17)」参照。

⑤各施設別の特別な管理運営に関する業務

■ 阪南市立総合体育館の使用において、予約の入らなかった区分は積極的に個人

使用の取組を行う。

- イ 阪南市立総合体育館の第2駐車場を管理する。また、各種大会開催時等、必要に応じて臨時駐車場を確保する。
 - ウ 阪南市中央運動広場、阪南市立桑畑総合グラウンドにおいて、定期的にスポーツトラクター等により整地を行う。
 - エ 阪南市立桑畑総合グラウンドの夜間照明設備（カードタイマー式）の管理運営として、夜間照明用のカードの発行と照明利用料金の徴収及び照明設備の保守点検を行う。
 - * 「桑畑総合グラウンド照明保守点検業務仕様書（資料6）」参照。
- 阪南市立テニスコートにおいて、ブラシ・ローラー等によりコート面を維持管理すること。

⑥各施設の植栽等の維持管理に関する業務

- ア 植木の手入れとして、必要に応じて剪定・除草・消毒・施肥を行う。
- イ 必要に応じて、各施設内の芝生の刈り込み、除草作業を行う。
 - * 阪南市立総合体育館の庭園維持管理業務については「総合体育館庭園維持管理業務仕様書（資料7）」参照。

⑦利用案内等の広報に関する業務

- ア 施設利用案内等を作成し、利用者への広報等に積極的に努める。なお、利用案内には、指定管理者により管理運営されている施設であることを表示する。
- イ 施設のウェブサイト等で自主広報を積極的に行い、施設利用やスポーツに関する情報等を提供する。
- ウ 電話等による問合せ、文書照会、業務視察、施設見学等に適切に対応する。

(2) 各施設の職員体制

①各施設職員の雇用、配置、研修

- ア 社会体育施設の総括責任者として、阪南市立総合体育館に館長を1名配置する。
- イ 各施設に管理責任者（管理人）及び普通救命講習修了者を適切に配置し、管理運営する。
- ウ 阪南市立総合体育館は、常時3名以上の専門知識と実績のある従事者で業務の履行にあたる。夜間については、常時2名以上の従事者で業務の履行にあたる。なお、阪南市中央運動広場の管理人は、他の施設の従事者と兼務することができるものとする。
- エ 阪南市立総合体育館には、防火対象物防火管理者を配置する。
- オ 阪南市立総合体育館には、清掃作業員を適切に配置する。
 - * 「総合体育館清掃業務仕様書（資料8）」参照
- カ 従事者の雇用形態、人数及び勤務形態は、社会体育施設の管理運営に支障がないように定める。
- キ 従事者には、施設の管理運営に必要な知識・技能を習得させるとともに、資質向上を図るための研修及び人権研修を実施する。

(3) 自主事業の企画及び実施に関する業務

①幅広い年齢層を対象とした生涯スポーツ推進を図るための自主事業の実施

ア これまで阪南市社会体育施設で展開してきた事業を踏まえた上で、より効果的に市民の健康保持・増進と体力の向上やスポーツの普及を図れるような自主事業を企画・実施する。

*現在実施している内容は、「~~体育・スポーツ教室開催状況表(資料8)~~」参照。
事業報告書(資料1 P1-5~8 3-5~9)参照。

イ 自主事業の企画に当たっては、指定管理者の独自性を発揮するものの他、阪南市の特色あるスポーツ活動をより一層発展させるためにも、各種スポーツ団体等と事業の企画段階から積極的に協力して、市民ニーズを反映した効果的な事業運営を展開する。

ウ 障がい児(者)の社会活動参加を促進するため、「障がい児(者)スポーツ教室」を実施する。実施に当たっては、指導実績・適切な指導能力を有する者を配置し、実施計画を教育委員会と協議・調整の上、利用者ニーズにあった事業を実施する。

*現在実施している内容は、「~~体育・スポーツ教室開催状況表(資料8)~~」参照。
事業報告書(資料1 P1-9~10 P3-10~11)参照。

②トレーニング講習会の実施

ア 阪南市立総合体育館のトレーニング室の利用については、事前にトレーニング講習会を受講し、修了することを条件として、市民への利用を啓発する。

*「~~トレーニング講習会実施状況(資料9)~~」参照。*現在実施している内容は、事業報告書(資料1 P1-11 P2-5 P3-12)参照。

イ トレーニング室の利用希望者を対象として、トレーニングの方法や器具の取扱いについての知識、技能習得を目的とした内容のトレーニング講習会を実施する。トレーニング講習会の指導員については、指導実績・適切な指導能力を有する者を配置する。

ウ トレーニング講習会を修了した者に対してトレーニング室利用者カードを発行する。

(4) モニタリングの実施

指定管理者は、阪南市教育委員会が策定した「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づき、指定管理業務のモニタリングを実施する。

*「~~阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル(資料9)~~」参照。

なお、教育委員会は、上記モニタリングマニュアルに基づき、指定管理業務のモニタリング結果については、市ウェブサイト等で公表する。

(5) その他の業務

指定管理者が、施設の目的外の使用を希望する場合は、教育委員会との協議を経たうえでこれを判断するものとする。

7 立ち入り検査について

市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿並びに管理運営の実施について検査を行う。

8 備品等について

指定管理者に貸し付ける備品等については、教育委員会の所有とし、その利用及び保管は十分注意する。＊備品一覧（資料10）参照。

- (1) 教育委員会が所有し、社会体育施設に設置している備品、消耗品並びに指定管理者が、指定管理料から購入した備品、消耗品の所有権は教育委員会に帰属するものとする。指定管理者はこれらを市の関係例規等に基づいて適正に管理・使用し、通常の消耗、朽廃により消滅したものを除き、指定期間の終期に、始期の状態のまま教育委員会に返還することとする。
- (2) 指定管理者自らが備品を購入し、設置しようとする場合は、事前に教育委員会と協議を行うものとする。
- (3) 指定管理者は、備品を管理するための台帳を備えて、その保管にかかる備品を整理する。備品を廃棄処分する場合は、事前に教育委員会と協議する。
- (4) 阪南市立総合体育館に配備している公用車両は、教育委員会の負担で用意し無償貸与する。車両の使用に伴い発生する諸経費、任意保険料、修繕料、車両検査に要する費用等は指定管理者が負担する。また、指定管理者は、車両保険、損害賠償保険に加入する等、車両の運行や運営に関わるリスク管理を適切に行う。
- (5) 複写機は、指定管理者が調達するものとし、事務所内にFAX機能付きコピー機を1台以上設置するものとする。これらの維持管理費及び消耗品の経費は指定管理者が負担する。
- (6) 社会体育施設で必要とするチラシ等を印刷するための印刷機は、教育委員会の負担で用意し無償貸与する。印刷機の維持管理費及び消耗品の経費は指定管理者が負担する。また、社会教育関係団体の印刷機使用は必要に応じて対応する。
- (7) トレーニング室の器具については、現在設置しているもの（「~~トレーニング講習会実施状況（資料9）~~」を参考に同程度以上のものを設置する。
- (7) 各施設に備えている備品のうち、スポーツ用具については、利用者の申請がある場合は随時、指定管理者の判断により貸し出すことができる。
- (8) 各種団体において、上記スポーツ用具を施設以外に持ち出して利用する場合は、指定管理者の判断により申請書の提出を求めて貸し出すことができる。

9 業務の引継ぎ等

- (1) 指定管理者は、本業務の終了に際し、阪南市または阪南市が指定する者に対し引き継ぎ等を行う。
- (2) 指定管理者は、指定期間の開始前に、管理運営に必要な準備を自らの費用負担により行う。

10 指定管理者の履行責任等

(1) 経費等

- ①年間の経費の執行は、市と定めた予算額以内で執行する。
- ②会計年度終了後、事業報告と会計報告を行う。
- ③指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行う。

(2) 指定の取消し、業務規定

教育委員会は、指定管理者が教育委員会の求め、調査または指示に従わないとき、指定管理者の責に帰すべき事由（指定管理者の経営状況に問題がある場合を含む）により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき、秘密保持義務または個人情報保護義務に違反したときは、違反等の程度、理由その他の事情を考慮して、指定を取消し、または期間を定めて管理の業務の全部または一部の停止を命ずることがある。

(3) 原状回復

教育委員会は、指定期間が満了したとき、指定を取消したとき、または管理の業務の全部または一部の停止を命じたときは、指定管理者であった者または指定管理者に施設および設備を速やかに原状回復するよう命ずる。

ただし、現況が施設の管理に特に支障がないと教育委員会が認めるときは、原状回復を求めない。

(4) 施設の修繕および改修

1件500千円未満の小規模な物品や施設の修繕費については、迅速な手続きで完了させるため、年間2,000千円の予算を割りあて指定管理者が実施する。修繕費に残金が生じた場合は精算し、市に返金する。なお、1件あたり500千円以上のものについては、教育委員会と協議するものとする。

(5) 物品の管理等

指定管理者が行った修繕等により整備した物品は、教育委員会の所有に属するものとする。その他、教育委員会の所有に属する物品については、「8. 備品等について」に記載のとおりとし、善良な管理者の注意を持って管理に努める。

(6) 損害賠償

指定管理者が、故意または過失により当該管理物件に損害を与えた場合は、市は指定管理者に損害賠償を求めるものとする。

(7) 事故等により第三者に生じた損害の賠償

事故等により第三者に生じた損害の賠償は、指定管理者が賠償する。ただし、損害の発生が市の責に帰すべき理由または天災事変等不可抗力の場合は、協定に従って、または教育委員会と指定管理者との協議のうえ、決定する。

(8) 秘密保持

指定管理者および従事者（指定管理者または従事者であった者を含む）は、指定管理の業務に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らし、または指定管理者の業務以外の業務に利用する等盗用してはならない。

(9) 業務実施時の留意事項

業務を実施するうえで、次の各項目に留意して円滑に実施する。

- ①関係法令等を遵守する。
- ②公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行う。
- ③指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要領等を別に定める場合は、教育委員会と協議を行う。
- ④地域住民並びに公共的団体と協調・協力を図る。

(10) その他

- ①指定管理者の指定取消し後、第2順位、第3順位の法人等と次期指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行う場合がある。
- ②指定管理者の従業員等が通勤で利用する車両については、敷地内に駐車できない。
- ③自転車駐輪場等の管理について、長期間不当に駐輪している自転車等があれば整理する。なお、不法駐輪等整理のときは市の担当課と連携を図り対処する。
- ④駐車場の管理について
不当な駐車車両がないよう適切に管理する。
- ⑤毎年11月～12月頃に市の監査委員による定例監査が実施されるが、指定管理者も監査の対象となるため、市監査委員事務局の指示に従うものとする。
- ⑥教育委員会は、阪南市スポーツ推進審議会を年2回程度開催するので、指定管理者は関係者として出席する。

11 協議

指定管理者は、この仕様書及び添付資料に規定するほか、指定管理者の業務の内容および処理について疑義が生じた場合は教育委員会と協議のうえ決定するものとする。

〒599-0292	阪南市尾崎町35-1
	阪南市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進室
担 当	岡田・甘庶 ^{かんじや}
電 話 (直通)	072-489-4543
Eメール	s-gakusyuu@city.hannan.lg.jp

(別紙)

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
申請コスト	申請費用の負担		○
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民および施設利用者への対応	周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更（軽微なものについては協議事項とする）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（消費税等）	○	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市または指定管理者のいずれの責めにも帰さない自然的または人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加（軽微なものを除く）		協議事項
不可抗力	不可抗力に伴う、業務の変更、中止、延期		協議事項
運営リスク	管理上の瑕疵による事故およびこれに伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵による臨時休止等に伴う運営リスク		○
	設備、備品等の貸し出し管理上の不備		○
	施設予約管理、チケット発行の瑕疵		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件あたり500千円未満のもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）		協議事項
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（1件あたり500千円未満のもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）		協議事項
	指定管理者による施設等の管理運営上の瑕疵によるもの		○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安全性の確保、環境の保全	維持管理・運営における安全性の確保および周辺環境の保全（応急措置を含む）		○
セキュリティー	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
事業終了時の費用	指定管理期間が終了した場合または期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用および新しい指定管理者への引継ぎ費用		○

R5 3月	16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第1回選定委員会(予定) <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の選定基準について <p style="text-align: right;">第3・4会議室 18:00~21:00</p>
4月	上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回選定委員会の意見反映 ・募集要項・業務仕様書(案)の課題整理 ・各選定委員と意見交換 ・募集要項・業務仕様書(案)の修正
4月	18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回選定委員会(予定) <ol style="list-style-type: none"> 1. 募集要項・業務仕様書の確定 2. 申請様式の確定 <p style="text-align: right;">第3・4会議室 18:30~21:30</p>
	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者公募準備 ・告知用ウェブサイトの確認
5月	2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ◆指定管理者公募開始 <p style="text-align: right;">告示、市ウェブサイトで公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集要項、業務仕様書、指定管理者応募申請書等
	18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者応募説明会(10:00~ 阪南市立総合体育館) ・現地見学会等
	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ●応募に関する質問受付(5/19~24) ●質問に対する回答(5/26) <p style="text-align: right;">市ウェブサイトで公表</p>
6月	6日~15日	<ul style="list-style-type: none"> ●応募申請受付(6/6~15) <ul style="list-style-type: none"> ・応募書類一次審査(確認) ・選定委員へ資料送付
	22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ●第3回選定委員会【提案説明会】 <ul style="list-style-type: none"> ・応募事業者によるプレゼンテーション <p style="text-align: right;">第3・4会議室 18:00~20:00</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第4回選定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者候補者の決定 <p style="text-align: right;">第3・4会議室 20:00~21:00</p>
	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ●選定委員会から市へ指定管理者候補者選定の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・選定結果通知(各応募事業者) ・指定管理者候補者と仮協定書締結
7月	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ●教育委員会へ報告(7月28日) ●指定管理者指定議案提出
8月	中旬	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者候補者選定内容を市ウェブサイトへ公表
9月	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ●議会議決(指定管理者の指定について)
10月	1日~	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者の指定告示 ●次期指定管理者への事務引継ぎ
R6 2月	上旬	<ul style="list-style-type: none"> ●基本協定書の締結
	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年度事業計画書の受領
3月	上旬	<ul style="list-style-type: none"> ●年次協定書締結 ●広報はんなん3月号 掲載
	下旬	<ul style="list-style-type: none"> ●社会体育施設事務所引継ぎ(鍵の引継ぎ)
4月	1日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ●指定管理者による指定管理スタート

1 はじめに

阪南市では、「阪南市総合計画 2022～2033」において、阪南市の将来の都市像を「共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南」としていきます。この将来の都市像の実現に向けた施策の一つとして「生涯スポーツの振興」を位置付け、施策の方針を「生涯を通じて健康的で潤いや生きがいを持つ暮らしに向け、スポーツを推進する」こととしています。

一方、国においては、スポーツ庁が、休日における中学校の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化環境の一体的な整備に向け、令和5年度から、地方公共団体が行う地域スポーツ・文化クラブ活動への移行体制の構築に必要な経費を支援し、地域の実情に応じたスポーツ・文化活動の最適化を図り、体験格差を解消するとの方針を示しており、地域におけるスポーツ活動とスポーツ行政のあり方が転換期を迎えています。

この転換期に対応するには、社会体育施設の管理運営において、より多くの市民が地域でスポーツに親しむことができる環境づくりを推進し、**スポーツ人口を拡大**することはもとより、**阪南市及び**阪南市内の各種スポーツ団体等との協働・連携を強化し、各団体の活動を通じて地域スポーツの担い手を育成していくことが求められます。

そこで、今回の指定管理者の募集においては、利用者の視点に立った効率的な運営によって、各施設の条例に掲げた目的の実現に向け、次の4つの事項を念頭に、これまでにない創意工夫のある提案を期待しています。

1. 各種スポーツ団体等や行政と親密にコミュニケーションできるか
2. 各種スポーツ団体等や行政と連携して各種計画を立案できるか
3. 各種スポーツ団体等や行政と協働して各種事業を実施できるか
4. 各種スポーツ団体等や行政の活動に積極的に協力できるか

2 施設の設置目的

阪南市の社会体育施設は、市民の体育、スポーツ、レクリエーションの普及振興を図り、健康の維持増進に寄与することを目的として設置しています。

3 施設の概要

施設名	所在地	竣工年月日	施設の概要
阪南市立総合体育館	阪南市光陽台 1-17-24	S57年8月	敷地面積： 15,948 m ² 建築面積： 3,595.50 m ² 延床面積： 4,068.24 m ² 大体育室： 1,440.32 m ² 小体育室： 585.64 m ² トレーニング室： 240.97 m ² 室内トラック：1周約 75m 事務室、会議室、体力相談室、医務

⑥ (旧) 阪南市営上荘プール

所在地：阪南市下出 547-1

竣工年：平成 3 年 6 月

敷地面積：1,894 m²

施設概要：屋外 25m プール・小プール

管理棟：事務所、男女更衣室、男女トイレ、倉庫、機械室

◆各施設の開館（場）時間及び休館（場）日

各施設の開館（場）時間及び休館（場）日は次に示すとおり。（令和 5 年 5 月現在）
ただし、事業計画の提案内容により教育委員会の承認を得て開館（場）時間・期間の変更及び休館（場）日を廃止または縮小することができる。

(1) 阪南市立総合体育館

開館時間：午前 9 時から午後 9 時

休館日：火曜日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日

(2) 阪南市中央運動広場

開場時間：午前 9 時から午後 7 時

休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日

(3) 阪南市立桑畑総合グラウンド

開場時間：午前 9 時から午後 9 時

休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日

(4) 阪南市立テニスコート

開場時間：午前 9 時から午後 5 時

(11 月 1 日から翌年 3 月末までは、午前 9 時から午後 4 時 30 分)

休場日：12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 管理運営方針

市民の体育及びスポーツの振興とスポーツ人回りの拡大を図り、健康及び体力の向上を推進するため、民間事業者である指定管理者の豊かな実績と経験を活かした創意工夫ある管理運営を導入し、より質の高いサービスを市民に提供する。

(1) 基本方針

市民の生涯スポーツの場として施設の機能等を有効に活用し、市民の健康・体力づくりを自らの役割として、利用者への柔軟なサービス提供や効率的な管理運営を行う。

(2) 事業実施・維持管理・運営方針

① 職務に適応した人材を適正に配置することで、事業企画や管理運営を円滑に行う。また災害時および緊急時における体制を確保する。

② 施設や設備については、市民が安全に利用できることを第一とし、すべて清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、適正な管理を行う。また、必要に応じて感染症拡大防止対策等を講じる。